

様式第 4 - 1 号

提出日(西暦)	2022年 8月 29日
---------	--------------

品質管理システム概要書 (2022 年 6 月 30 日現在)

監査事務所名 Mooreみらい監査法人(旧)Moore至誠監査法人代表者名 吉村 智明**1. 品質管理に関する責任の方針及び手続**

当法人は、品質管理に関する適切な方針及び手続を定め、品質管理担当責任者は、品質管理のシステムの整備及び運用に関する責任を負い、社員会で選任された理事長が、当監査法人の品質管理のシステムに関する最終的な責任を負う。

社員会は、監査業務の品質を重視する風土を醸成するために、当法人の品質管理に関する方針及び手続、職業的専門家としての基準及び適用される法令等を遵守して業務を実施すること、及び状況に応じた適切な監査報告書を発行することを強調する行動とメッセージを明確に一貫して繰り返し示す。

社員会は、監査業務の品質を重視する風土を醸成する際に、全ての監査業務において監査業務の品質が保持されなければならないという要求事項が、当法人の運営方針において優先されるということを認識し、以下の事項を実施する。

監査業務の品質が優先するということが当法人の方針であり、この方針を、専門要員の評価、報酬及び昇進等の人事に関する方針及び手続に反映させること
当法人の営業や業績上の考慮事項が監査業務の品質に優先することがないように、各管理者の責任を定めること

当法人が品質管理の方針及び手続の整備や文書化、並びにその支援を行うために十分な資源を用意すること

「不正リスクへの対応」・・・不正リスクに関する品質管理の責任者は、品質管理担当責任者とする。

2. 職業倫理の遵守及び独立性の保持のための方針及び手続

当法人は法人及び専門要員が関連する職業倫理に関する規定を遵守することを合理的に確保するために、日本公認会計士協会倫理規則第 2 条に基づき、以下の職業倫理の遵守に関する方針及び手続を定め、全ての監査業務の専門要員に誓約書の提出を求めている。

誠実性の原則

公正性の原則

職業的専門家としての能力及び正当な注意の原則

守秘義務の原則

職業的専門家としての行動の原則

当法人は、当法人、専門要員及び該当する場合は独立性の規定が適用されるその他の者が職業倫理に関する規定に含まれる独立性の規定を遵守することを合理的に確保するために、独立性の保持のための方針及び手続を定め、毎年4月1日現在及び必要となる時点において全ての専門要員から独立性の確認書等を入手するとともに、ネットワークファームの関与先への業務に独立性を阻害する要因がない事を確認している。

当法人は、監査業務の主要な担当者（監査責任者、審査担当者、監査業務の重要な事項について重要な決定や判断を行うその他の者）の長期間の関与に関して、方針及び手続を定める。

大会社等の監査業務については、監査責任者、審査担当者及び該当する場合にはローテーションの対象となるその他の者に対して職業倫理に関する規定で定める一定期間のローテーションを義務付ける。

監査業務の主要な担当者が長期間に亘って継続して同一の監査業務に従事している場合、独立性を阻害する馴れ合いを許容可能な水準に軽減するためのセーフガードの必要性を決定する。セーフガードの必要性を決定するに当たっては、主要な担当者が同一の監査業務に従事する期間だけでなく、社会的影響の程度も考慮した上で、当法人の方針に従って判断する。

3. 監査契約の新規の締結及び更新の方針及び手続

当法人は、関与先との契約の新規の締結又は更新に関する方針及び手続を定める。当監査法人が関与先との契約の新規の締結又は更新を行うのは、当法人が、時間及び人的資源など、業務を実施するための適性及び能力を有していること 当法人が、関連する職業倫理に関する規定を遵守できること 当法人が、関与先の誠実性を検討し、契約の新規の締結や更新に重要な影響を及ぼす事項がないこと、以上の全てを満たす場合に限定している。

「不正リスクへの対応」・・・当法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務に係る、監査契約の新規の締結及び更新の判断に関する方針及び手続を次のように定める。不正リスクを考慮（関与先の誠実性に関する理解を含む。）して監査契約の締結及び更新に伴うリスクを評価する。新規の締結時、及び更新時はリスクの程度に応じて、審査担当者など監査チーム外の適切な者が当該評価の妥当性を検討する。

4. 専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任の方針及び手続

当法人は、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に準拠して業務を実施すること及び当法人又は監査責任者が状況に応じた適切な監査報告書を発行で

きるようにすることを達成するために、必要とされる適性、能力及び経験並びに求められる職業倫理を備えた十分な専門要員を合理的に確保するため、採用、適正及び能力、評価・報酬及び昇進、専門要員の必要数の予測等の人事に関する方針及び手続を定める。

特に専門要員に必要とされる適性や能力を維持し開発するために、全ての専門要員が継続的な研修を受けることの必要性を強調し、当法人の実施する研修会等を通じて能力向上を図っている。

「不正リスクへの対応」・・・不正リスク対応基準が適用される監査業務がある場合には、当法人は、専門要員が監査業務を行う上で必要な不正事例に関する知識を習得し、能力を開発できるよう、当監査法人内外の研修等を含め、不正に関する教育・訓練の適切な機会を提供するほか、監査チームに期待される適切な適性及び能力を検討する場合、監査責任者は、当監査法人が提供する不正に関する教育・訓練を通じて得られた専門要員の知識及び能力の程度を考慮することがある。

5. 業務の実施

(1) 監査業務の実施及び適切な監査報告書の発行を合理的に確保するための方針及び手続

当法人は、監査業務の品質を合理的に確保するために、日本公認会計士協会から公表された監査基準委員会報告書、監査・保証実務委員会等の委員会報告や実務指針に準拠し、研究報告等を参考として、監査業務の実施に関する方針及び手続を監査マニュアルとして定める。

当法人は、以下の方針及び手続を通じて監査業務の実施における品質の保持を図る。

監査責任者は、監査チームのメンバーが自らの作業の目的を理解するために監査業務の概要を把握するための方法を指示する。

監査責任者は、職業的専門家としての基準及び適用される法令等を自ら遵守するとともに、その遵守を監査チームのメンバーに指示する。

監査責任者は、監査チームのメンバーに対し適切な指示及び監督を行い、適時に監査調書を査閲し、必要と認める場合、追加手続を指示する。なお、監査チームのより経験のあるメンバーに、経験の浅い監査チームのメンバーの作成した監査調書の査閲を委任することができる。いずれの場合においても、監査責任者は、全ての監査調書が査閲されていることを確認する。

監査責任者は、監査チームの経験の浅いメンバーが、割り当てられた作業の目的を的確に理解できるようにするため、チームワークを適切に図り、訓練を適切に実施する。

監査責任者は、実施した作業に関する適切な監査調書が作成され、査閲の時期と範囲に関して適切に記録されていることを確認する。

監査責任者は、実施した作業、その過程で行った重要な判断及び発行される監査報告書の様式を検討する。

品質管理担当責任者は、監査業務の実施に関する全ての方針及び手続を適宜更新し、社員会の承認を得て、監査の品質管理規程や監査マニュアル等に反映する。

「不正リスクへの対応」・・・不正リスク対応基準が適用される監査業務について、

不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合、又は不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、必要に応じて法人内外の適切な専門的知識及び経験等を有する者に問い合わせ、入手した見解を検討し、監査責任者は、監査チームが不正リスクに適切に対応できるように、監査業務を監督する責任を負う。

同一の企業の監査業務を担当する監査責任者が全員交代した場合、不正リスクを含む監査上の重要な事項を適切に伝達しなければならない。また、監査責任者は、同一の企業の監査業務を担当する監査責任者が全員交代した場合、不正リスクを含む監査上の重要な事項の伝達が行われていることを確かめなければならない。

(2) 専門的な見解の問合せの方針及び手続

当法人は、専門的な見解の問合せに関する方針及び手続を以下のように定める。

専門性が高く、判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっていない事項に関して、監査チームが適切に専門的な見解の問合せを実施すること

監査チーム内、及び監査チームと当法人内外の適切な者との間で、監査チームのメンバーが監査の期間内に専門的な見解の問合せを適切に実施したか確かめること

専門的な見解の問合せの内容及び得られた見解を文書化し、専門的な見解の問合せの依頼者と助言者が同意すること

専門的な見解の問合せから得られた見解に対処すること

「不正リスクへの対応」・・・当法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合、又は不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、必要に応じて当法人内外の適切な専門的知識及び経験等を有する者に問合せ、入手した見解を検討する。監査責任者は監査チームが上記手続を適切に実施する責任を負う。

(3) 審査の方針及び手続

当法人は、監査の品質管理規程第35条(審査を実施しない場合)で定める場合を除き、全ての監査業務について監査計画並びに監査意見形成のための監査業務に係る審査を行う。監査計画の審査とは、監査チームが監査意見表明に至る過程において監査計画の策定及びその修正に関して行うものであり、監査意見の審査と

は、監査チームが行った監査手続、監査上の重要な判断及び監査意見を客観的に評価するために行うものであり、以下のとおり方針及び手続を定める。

審査の内容、実施時期及び範囲

審査担当者の適格性

審査担当者の客観性

審査の記録及び保存

審査を実施しない場合

当法人は、審査が完了するまで監査報告書を発行しない方針であり、監査報告書の日付は、審査の完了日以降としている。

「不正リスクへの対応」・・・不正リスク対応基準が適用される監査業務について、

審査担当者が審査において評価する重要な事項や監査チームが行った重要な判断には、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況を識別した場合、不正による重要な虚偽表示の疑義があるかどうかの判断が含まれる。

審査担当者は、不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、修正後のリスク評価及びリスク対応手続が妥当であるかどうか、入手した監査証拠が十分かつ適切であるかどうかについて、検討しなければならない。

不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合、審査において検討され評価される事項には、以下の事項が含まれる。

-) 修正後の監査の基本的な方針と詳細な監査計画の内容
-) 監査上の判断、特に重要性及び重要な虚偽表示の発生可能性に関して行った判断
-) リスク対応手続の種類、時期及び範囲
-) 入手した監査証拠が十分かつ適切かどうか
-) 専門的な見解の問合せの要否及びその結論
-) 不正による重要な虚偽表示の疑義に関する監査調書には、実施した手続とその結論が適切に記載されているかどうか

不正による重要な虚偽表示の疑義がある場合、当法人は、これに対応する十分かつ適切な経験や職位等の資格を有する審査担当者を選任する。また、不正による重要な虚偽表示の疑義の内容及び程度に応じて、必要な場合には、追加で審査担当者を選任するか、社員会で審査を実施する。監査責任者は、当法人の定める方針及び手続に従って審査担当者が選任されていることを確かめる。

(4) 監査上の判断の相違を解決するための方針及び手続

当法人は、監査チーム内、監査チームと専門的な見解の問い合わせの助言者との間、又は、監査責任者と審査担当者との間の監査上の判断の相違を解決するための

方針及び手続を以下のように定める。

専門的な見解の問い合わせを行ったものは、監査上の判断の相違に関して到達した結論又はその対処について、適切に文書化しなければならない。

監査報告書は、監査法の判断の相違が解決しない限り、発行してはならない。

監査責任者は、監査上の判断の相違が生じた事項やそれが十分に予測される事項に関して、監査チームのメンバーが監査責任者又は当法人内の他の適切な者に報告することができ、これによって不当な取扱いを受けることはないということを適時に監査チームのメンバーに伝達する。

(5) 監査ファイルの最終的な整理及び監査調書の管理・保存の方針及び手続

当法人は、監査報告書日後、適切な期限内に監査ファイルの最終的な整理を完了するため、監査ファイルの最終的な整理に関する方針及び手続を定める。

監査ファイルは、原則として、監査報告書ごとにまとめる。

監査ファイルの最終的な整理を完了する期限は、監査報告書日から、60日程度を超えないものとする。

当法人は、監査調書の管理・保存及び廃棄に関する方針及び手続を定めている。

6. 品質管理のシステムの監視

(1) 監査事務所の品質管理に関する方針及び手続の監視のプロセス

当法人は、品質管理のシステムに関するそれぞれの方針及び手続が適切かつ十分であるとともに、有効に運用されていることを合理的に確保するために、品質管理のシステムの監視に関するプロセス(品質管理のシステムに関する日常的監視及び評価を含む。この評価には、監査責任者ごとに少なくとも一定期間ごとに一つの完了した監査業務の定期的な検証を含む。)を定める。

品質管理の方針及び手続の遵守に関して品質管理のシステムの監視(品質管理のシステムの整備状況の適切性と運用状況の有効性の双方について実施)を行う目的は、以下の評価を行うことにある。

職業的専門家としての基準及び適用される法令等が遵守されているかどうか。

品質管理のシステムが適切に整備され有効に運用されているかどうか。

品質管理の方針及び手続が適切に遵守されており、発行する監査報告書が状況に応じて適切であるかどうか。

「不正リスクへの対応」・・・当法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、監査業務における不正リスクへの対応状況について、定期的な

検証により、以下に掲げる項目が当監査法人の品質管理の方針及び手続に準拠して実施されていることを確かめる。

監査契約の新規の締結及び更新

不正に関する教育・訓練

業務の実施（監督及び査閲、当法人内外からもたらされる情報への対処、専門的な見解の問合せ、審査、同一の企業の監査業務を担当する監査責任者が全員交代した場合の引継を含む。）

監査事務所間の引継

(2) 識別した不備の評価、伝達及び是正の方針及び手続

当法人は、日常的監視及び定期的な検証によって発見された不備の影響を評価し、これが以下のいずれに該当するかを判断する。

監査業務が職業的専門家としての基準及び適用される法令等を遵守して実施され、かつ、発行する監査報告書が適切であることを合理的に確保する上で、品質管理のシステムが不十分であることを必ずしも示していない事例
速やかな是正措置が必要な、組織的、反復的又はその他の重要な不備

なお、上記 に該当する事項が判明した場合には、品質管理担当責任者は、改善を要する事項を検討し、適切な措置をとる。

品質管理担当責任者は、監査責任者及び他の適切な者に対して、品質管理のシステムの監視によって発見された不備とこれに対する適切な是正措置を伝達し、監査責任者等は、それぞれの権限と責任に応じて、迅速かつ適切な対応を図り、求められた是正措置を適時に実施しなければならない。

上記是正措置には、以下のうち一つ又は複数の事項を含めることとしている。

関係する監査業務又は専門要員に対する適切な是正措置の実施

訓練や職業的専門家としての能力開発に関する責任者への発見事項の伝達

品質管理の方針及び手続の変更

当法人の方針及び手続に違反する者、特にそれを繰り返す者に対する懲戒処分

また、品質管理担当責任者は、少なくとも年に一度、品質管理のシステムの監視の結果を、社員会に伝達しなければならないこととし、品質管理のシステムの監視に関する事項を適切に文書化しなければならない。

(3) 不服と疑義の申立ての方針及び手続

当法人は、以下の事項に関して、当法人内外からもたらされる情報に適切に対処することを合理的に確保するために、不服と疑義の申立てに関する方針及び手続を定める。

当法人が実施した業務における職業的専門家としての基準及び適用される法令等の違反に関する不服と疑義の申立て

当法人が定めた品質管理のシステムへの抵触等に関する疑義の申立て
個々の監査業務の遂行への不当な干渉に対する疑義の申立て

「不正リスクへの対応」・・・当法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、当法人内外からもたらされる情報に対処するための方針及び手続を、以下のように定める。不正リスクに関連して当法人内外から当法人に寄せられた情報を受け付ける。当該情報について、関連する監査責任者へ適時に伝達する。監査責任者は、監査チームが監査の実施において当該情報をどのように検討したかについて、品質管理担当責任者に書面で報告する。

7. 監査事務所間の引継の方針及び手続

当法人は、監査人の交代に際して、前任の監査事務所となる場合及び後任の監査事務所となる場合の双方について監査業務の引継が適切に行われることを合理的に確保するために、監査人の交代に関する監査業務の引継についての方針及び手続を定め、当監査法人の「監査の品質管理規程」第5章(契約の新規の締結及び更新)の記載に留意するとともに、監査基準委員会報告書900「監査人の交代」に準拠するものとしている。

「不正リスクへの対応」・・・当法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、監査チームが実施した引継の状況については、品質管理担当責任者に報告を要することとしている。

8. 共同監査の方針及び手続

当法人は、共同監査の監査業務の品質を合理的に確保するために共同監査に関する以下の方針及び手続を定める。当法人は、共同監査を行う他の監査事務所の品質管理のシステムが当該監査業務の品質を合理的に確保するものであるかどうかを、監査契約の新規の締結及び更新の際、並びに、必要に応じて監査業務の実施の過程において確かめる。

共同監査契約の新規の締結及び更新の承認手続

各々の監査事務所相互間の監査業務の分担方法

監査調書の相互査閲及び監査業務内容の評価の方法

監査業務に係る審査に関する事項

各々の監査事務所相互間で取り交わすべき書類

共同監査に関する協定書で定める。

他の監査事務所の品質管理のシステムに関して確認した内容及び結論の記録及び保存についても定めている。

監査責任者は、他の監査事務所が共同監査に関する品質管理の方針及び手続を実施しているかどうかについて、監査契約の新規の締結及び更新の際、並びに、必要に応じて監査業務の実施過程において他の監査事務所の監査責任者に確かめる。ま

た、監査責任者は、他の監査事務所の品質管理のシステムに関して確認した内容及び結論を監査調書に記録し、監査調書に含めて保存することとしている。

9. 組織再編を行った場合の対応その他の監査事務所が重要と考える品質管理の方針及び手続

該当なし。

以 上